

# 津市液晶モニター等を用いた広告放映実施基準

平成24年5月24日

(趣旨)

第1条 この基準は、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、本市の公共施設等における液晶モニター等を用いた広告（以下「広告」という。）の放映に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「液晶モニター等」とは、液晶モニター又はプロジェクタ（スクリーンを含む。）及びそれらの周辺機器をいう。

(液晶モニター等の規格)

第3条 液晶モニター等の規格は、広告の放映（以下「広告放映」という。）を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集時に、本市が指定するものとする。

(広告放映)

第4条 広告放映は、広告放映実施事業者（以下「事業者」という。）が設置する液晶モニター等により行うものとする。

(液晶モニター等の設置位置等)

第5条 液晶モニター等を設置する位置は、本市の公共施設等における所定の位置とする。

2 設置方法は、別に定める。

(広告放映の期間)

第6条 広告放映の期間は、第11条の許可を受けた日からその日の属する年度の末日までとし、その後、1年を単位として更新することができる。この場合における更新は、4回を限度とする。

(最低放映料金)

第7条 液晶モニター等の1基当たりの1箇月の最低放映料金は、津市財産に関する条例（平成18年津市条例第52号）第6条第1号及び第2号に規定する方法で算出された額とする。

(広告の募集方法)

第8条 申込者の募集は、本市のホームページ等における公募により行うもの

とする。

2 広告放映は、液晶モニター等1基ごとに1つの事業者を募集するものとする。ただし、複数の液晶モニター等を1組として、申込者の募集を行う場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、公募を行うに当たって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、募集の案内をすることができる。

(広告放映の申込み)

第9条 申込者は、液晶モニター等広告放映申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)及び市長が指定する資料を提出するものとする。

(事業者の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会の審査を経た上で、最低放映料金以上で最高額の放映料金を申込書に記載した申込者(以下「最高額記載者」という。)を事業者として決定するものとする。

2 前項の場合において、最高額記載者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により事業者を決定したときは、その結果を液晶モニター等広告放映事業者決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

4 事業者は、市長が指定する期日までに、広告案を電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録し、提出するものとする。

(行政財産の使用許可)

第11条 事業者は、前条第3項の通知を受けたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受けなければならない。

(広告放映の番組編成等)

第12条 広告放映の番組は、広告及び行政情報で構成するものとし、広告放映の番組に占める行政情報の放映時間の割合は、4分の1以上とする。

2 行政情報は、本市の指示により、事業者が作成するものとする。ただし、作成に当たっては、本市が作成した行政情報の提供を受けることができるものとする。

3 第8条第2項ただし書の規定により、複数の液晶モニター等を同一の事業者が設置する場合において、その一部を本市が行政情報の放映に限定して使用するときには、当該行政情報を本市が作成するものとする。

4 災害情報などの緊急情報は、本市の判断で広告放映を中断して、随時、放映できるものとする。

(広告案の確認等)

第13条 市長は、第10条第4項及び第16条の規定による提出があった場合は、津市広告掲載審査委員会の審査により、その内容等を速やかに確認し、必要があると認める場合は、事業者に修正を求めるものとする。

(広告放映等の費用負担)

第14条 広告放映並びに広告案及び行政情報(第12条第3項に規定する行政情報を除く。)の作成は事業者の責任において行い、その費用は事業者が負担するものとする。

(放映料金の納入)

第15条 事業者は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により、当該年度の放映料金を一括して納入しなければならない。

(広告の変更)

第16条 事業者は、広告放映期間中に広告内容の変更を希望するときは、変更を希望する日の1月前までに、広告案を電磁的記録媒体に記録し、市長に提出しなければならない。

(広告放映の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者への催告その他何らの手続を要することなく、広告放映を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告案の提出がないとき。
- (2) 第13条の規定による修正を行わないとき。
- (3) 指定する期日までに放映料金の納付がないとき。
- (4) 要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 広告放映期間中に広告放映を取り消された事業者は、市長が指定する期日に液晶モニター等を撤去するものとする。

3 前項の場合において、事業者が正当な理由がないのに撤去しないときは、本市が事業者に代わって当該液晶モニター等を撤去することができる。この場合において、事業者は、本市による撤去について異議を申し出ることができないとともに、当該撤去に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項の規定により広告放映を取り消した場合においては、本市は、事業者に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(放映料金の返還)

第18条 既納の放映料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により広告放映ができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項ただし書に規定する放映料金の返還は、広告放映ができなかった月数に応じた額とするものとする。ただし、1月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する放映料金には、利子を付さない。

(液晶モニター等の設置等)

第19条 液晶モニター等の設置、撤去及び移設(以下「設置等」という。)

は、事業者の責任において行い、その費用は事業者が負担するものとする。

2 第11条の規定により使用の許可をした行政財産について、公用又は公共のために特に必要がある場合は、事業者の責任において、本市と事業者で協議して決定した場所へ液晶モニター等を移設するものとし、その費用は事業者が負担するものとする。

3 液晶モニター等の設置等に係る作業日程は、本市と事業者で協議して決定するものとする。

(事業者の責務)

第20条 事業者は、第12条第2項ただし書及び第3項の規定により本市が作成する行政情報を除き、当該広告放映の内容に関し、すべての責任を負うものとする。

(損害賠償)

第21条 事業者が設置した液晶モニター等に起因して、事業者の責めに帰すべき事由により本市又は第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を賠償するものとする。

(委任)

第22条 この基準に定めるもののほか、広告放映の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年5月25日から施行する。

第1号様式（第9条、第10条関係）

液晶モニター等広告放映申込書

年 月 日

（宛先）津市長

住所(所在地) \_\_\_\_\_  
申込者 氏名(名称) \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_

津市広告掲載要綱及び津市液晶モニター等を用いた広告放映実施基準を遵守の上、次のとおり申し込みます。

1 放映申込施設の名称

2 広告放映内容

3 広告放映料金 月額 金 円

税調査に対する同意

申込みに当たって、津市が、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納付状況を調査することに同意します。

第2号様式（第10条関係）

液晶モニター等広告放映事業者決定通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 

年 月 日付けで申込みのあった液晶モニター等広告放映について、次のとおり決定します。

1 放映申込施設の名称

2 決定区分  広告放映事業者に決定する

広告放映事業者に決定しない

理由

3 放映期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 広告放映料金 月額 金 円